目

次

示

第三百四十二号

令和四年

十二月二十二日

3

木

日

曜

山梨県告示第三百号

及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

令和四年十二月二十二日

山梨県知事 長 太

郎

(以上二筆について次の図に示す部分に限る。) 、一七〇七、 保安林の所在場所 大月市七保町浅川字奥州向一四二五の一・字樅沢一七〇六の一 一七〇七の乙、一七一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

·六五六

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

○政治団体の名称等の届出……………………………………………………………………………六五六

○公共測量の終了………

選挙管理委員会

○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更………六五五 ○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見(二件)……六五五 ○河川法に基づく兼用工作物の管理方法の協議……………………………六五四

次の森林については、主伐は、択伐による。

部分に限る。) 字奥州向一四二五の一・字樅沢一七〇六の一(以上二筆について次の図に示す

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

うに保安林の指定をする予定である。

令和四年十二月二十二日

指定施業要件 指定の目的

土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字塩沢西三〇八・三〇九・三一一・三一五・三一六(以上五筆について次の図

保安林の所在場所 南アルプス市塩前字塩沢西三〇四、三〇六から三一八まで

山梨県知事

長

崎

幸太郎

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、

次のよ

山梨県告示第二百九十九号

告

示

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁

及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百一号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

令和四年十二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

梨

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

六五三

県公 報 に示す部分に限る。

Щ

第三百四十二号

令和四年十二月二十二日

- 一八九まで(八の五、二十八二、二十八三、二十八五の一、二十八六から二八の内四まで、二一七八の五、二十八二、二十八三、二十八五の一、二十八六から二十七年安林の所在場所(南都留郡富士河口湖町西湖字大輪山二一七八の内一から二一七
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- 一 立木の伐採の方法

この別に対し、「おかに見っ。」と、「大輪山二一七八の五・二一八二・二一八五の一・二一八七(以上四筆につい字大輪山二一七八の五・二一八二・二一八五の一・二一八七(以上四筆につい

- この私の味味にのいては、これでいる気で次の図に示す部分に限る。)
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁

山梨県告示第三百二号

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

令和四年十二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
牛 種家	
類畜の	
患畜の区分	
六 頭 発 数 生	
富発士	
田 生	
口 湖 場 町	
所	
令 発 和	
四生	
年 十 年	
十二月十五	
五 日	

山梨県告示第三百三号

造には、つ。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

令和四年十二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道 一 般 国	種 道 類 の
百四十号	路 線 名
堤防敷地先まで 甲府市白井町字吉間笛吹川右岸 堤防敷地先から 堤防敷地先から	区間
四 〇 · 八	(メートル)
二月二十日	期日開始の

山梨県告示第三百四号

覧に供する。所以のでは、この告示の日から令和五年一月十二日まで一般の縦所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和五年一月十二日まで一般の縦路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務路の供用を開始する。

令和四年十二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

,	## \V
県道	種道路の
線甲府精進湖	路 線 名
防敷地先まで 甲府市落合町字橋場濁川左岸堤 甲府市落合町字橋場濁川左岸堤	区間
一 一 九	(メートル)
二月二十日	期日開始の

山梨県告示第三百五号

令和四年十二月二十二日は、山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。は、山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。その関係図書との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路

梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 河川の名称 富士川水系 濁川
- 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 先まで 河川管理施設の位置 甲府市宝一丁目百五番地先から甲府市宝一丁目百九十九番地
- 管理を行う者の氏名及び住所
- 氏名 甲府市長樋口雄一
- 2 住所 甲府市丸の内一丁目十八番一号

Ŧi. 管理の内容

- 係るものに限る。)、改築、維持又は修繕 道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。 道路専用施設 (路面 (路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら)の新設 (道路の附属物に
- 2 路肩に接する法面で、関係図書に示す横断図の管理範囲内にあるものについての
- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間 令和四年十二月二十二日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃 止するときまで

公 告

縦覧に供する。 プス市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び 大規模小売店舗立地法 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により南アル

令和四年十二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

寺字下河原千二百八十八番二外 大規模小売店舗の名称及び所在地 クスリのアオキ山寺店 山梨県南アルプス市山

- 届出の内容 新設
- 届出の公告日 令和四年八月八日

意見の概要

- 1 交通安全対策の実施
- 2 騒音対策の実施
- 3 廃棄物等の処理等

梨 県公 報 第三百四十二号 令和四年十二月二十二日

Щ

4 景観保全の実施

Ŧi. センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

六 縦覧期間 この公告の日から令和五年一月二十三日まで

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

供する。 から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により甲斐市

令和四年十二月二十二日

山梨県知事 長 崎 太 郎

県甲斐市篠原字戸田道下八百三十四番一外 大規模小売店舗の名称及び所在地 ディスカウントドラッグコスモス篠原店 山梨

二 届出の内容 新設

届出の公告日

令和四年八月八日

- 意見の概要
- 兀
- 交通安全対策の実施
- 2 防災・防犯対策の実施
- 3 騒音対策の実施
- 4 廃棄物等の処理等

縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

センター

六 縦覧期間 この公告の日から令和五年一月二十三日まで

土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

か、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。 請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほ 覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査 いて準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦 地改良事業(龍岡地区経営体育成基盤整備事業)計画を変更したので、同条第六項にお 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により県営土

令和四年十二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

縦覧書類

- 縦覧期間 この公告の日から令和五年一月二十六日まで
- \equiv 縦覧場所 韮崎市役所
- 兀 審査請求期間 この公告の日から令和五年二月十日まで
- Ŧi. 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和五年六月二十二日まで

公共測量の終了

を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示 第二項の規定により中北建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

令和四年十二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

測量の種類 公共測量(航空レーザ測量 地図情報レベル五百)

測量の地域 山梨県北杜市の一部

測量の期間 令和四年三月三十一日から令和四年十二月二日まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第六十四号

第一項、第十九条第二項及び同条第三項の規定による届出が次のとおりあった。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条 令和四年十二月二十二日

山梨県選挙管理委員会 委 員 長

小 宮 Ш 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

	7				
勇友会 石	川 芳 照	江本健二	中央市東花輪一二六八-七	十一日 十一月三	九日四年十一月
有泉まことを支援する会有	泉誠	有泉千織	中央市山之神一三二四-一三	十三日 十一月	十四日 十一月
村松ひろみ後援会村	松 裕 美	村松裕美	甲府市下鍛冶屋町二二八-四	二十八日 十一月	二十八日 月
みんなでつくる山梨県民会議	津 和 博	奥 山 弘 昌	山梨市正徳寺一九〇九	一 日 一 日 二 月	一日 令和四年十二月
永井としお後援会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	井 敏 男	永 井 敏 男	中巨摩郡昭和町河東中島一一一一一一	一日 令和四年十二月	一日 令和四年十二月
岡田まき後援会	田真姫	岡田真姫	甲府市下鍛冶屋町九四二	一 日 一 日 二 月	一日 令和四年十二月
巧明会	本	青柳光和	中央市成島一一〇四-一	二日 令和四年十二月	二日 年十二月

	旧	新	区分
	― おくわき一夫後援会		分 名 称
			代表者氏名
	落合弘道	奥脇登美江	会計責任者氏名
			主たる事務所の所在地
	二十一日 二十一日 一十一月		異動年月日
			届出年月日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

	,	11.	leta I.	
ゆかの会	オレンジの会	柿島良行後援会(豊良会)	第1総支部	名称
宮澤由佳	斉 藤 憲 二	遠藤勝見	宮澤由佳	代表者氏名
宮澤紀夫	宮澤紀夫	佐野	宮澤紀夫	会計責任者氏名
甲府市上今井町八〇二-五	甲府市上今井町八○二-五	南巨摩郡身延町門野一二〇一	甲府市上今井町八○二-五	主たる事務所の所在地
令和四年十一月	十五日 令和四年十一月		十五日 令和四年十一月	解散年月日
一令和四年十一月	二十二日 一月	十四日 令和四年十一月	二十二日 一月	届出年月日

山梨県公報

第三百四十二号

令和四年十二月二十二日

発行者

県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番